

## 市役所前さくら通り地区の景観づくりに関するアンケート調査 調査票

相模原市では、市民・事業者の皆様と共に、さまざまな景観資源を「まもる」「いかす・そだてる」「つくる」ことによる、魅力ある景観づくりを進めています。

その一環として、中央区内でも特に親しみのある「市役所前さくら通り地区」の魅力をもっと高めるため、景観形成重点地区の指定に向けて取り組んでいます。

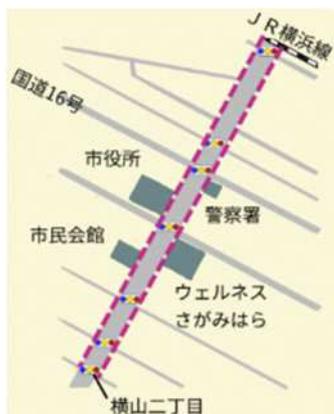
これまで、自治会や商店街、地域にお住まいの方などで構成される「市役所前さくら通り地区景観協議会」で御意見を伺いながら検討を進めてきました。

このたび、本協議会で構成員の皆さんからいただいた御意見を踏まえ、地区の「良好な景観の形成に関する方針」と「景観形成基準」の素案を作成しました。

本調査は、市役所前さくら通り地区に土地・建物を所有されている方を対象に行うものです。

皆様から頂いた回答は、より良い景観形成を進めるための貴重な御意見として、参考とさせていただきますと考えておりますので、アンケート調査への御協力をよろしくお願いいたします。

また、参考に、市役所前さくら通り地区景観協議会ニュースレターの第6号を同封いたします。



市役所前さくら通り地区  
横山二丁目交差点～JR横浜線の沿道（---）



お手数ですが、調査票は同封の封筒に入れ、切手を貼らずに、

**令和元年11月15日（金）までに**

郵便ポストに御投函いただくようお願いいたします。

御不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

お問合せ先

相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課 景観広告班

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所第1別館4階

電話 042-769-9252 ファックス 042-757-6859

Eメール [kenchikusumai@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kenchikusumai@city.sagamihara.kanagawa.jp)

## 1 良好な景観の形成に関する方針について

問1 市役所前さくら通り地区（以下、「本地区」といいます。）の良好な景観を形成していくために、本地区が目指す、通り全体の方針の案を「集い、くつろぎ、訪れたいくなる さくら並木の景観を育てる」としました。

この方針の案について、あなたの考えに最も近いものに を付けてください。（ は1つ）  
また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

通り全体の方針の案	賛成	やや賛成	やや反対	反対
集い、くつろぎ、訪れたいくなる さくら並木の景観を育てる	1	2	3	4

御意見記入欄（通り全体の方針）

問2 通り全体の方針とあわせて、通りの特徴を表す「みち」「みどり」「まちなみ」の3つの項目に分けて、それぞれ複数の方針を設けます。

これらの項目ごとの方針の案の ~ について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選んでください。（ はそれぞれ1つ）

また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

項目ごとの方針の案	賛成	やや賛成	やや反対	反対	
みち	直線的で幅員の広い道路空間の特徴を活かし、眺めが良くゆとりのある景観をつくります。	1	2	3	4
	豊かな歩行者空間の魅力を活かし、安らぎのある憩いの空間をつくります。	1	2	3	4
	眺めが良く開放感があり、みどり豊かな憩いの空間をつくります。	1	2	3	4
	安全で安心できる空間をつくるとともに、統一感のある景観づくりを行います。	1	2	3	4
みどり	さくら並木は、通りのシンボルとして保全を図り、さくら並木が映える景観をつくります。	1	2	3	4
	季節が感じられるみどりを大切に、潤いのある景観をつくります。	1	2	3	4
まちなみ	さくら並木と調和し、緩やかなまとまりのある街並み景観をつくります。	1	2	3	4
	店舗が連なる場所では、ゆとりのある道路空間と調和し、お洒落でにぎわいのある景観をつくります。	1	2	3	4
	看板等の屋外広告物は、みどり豊かな通りの景観に配慮します。	1	2	3	4
	公共施設は、通りの景観の先導的な役割を果たすよう、積極的に良好な景観形成を図ります。	1	2	3	4

御意見記入欄（項目ごとの方針）

## 2 景観に関するルール（景観形成基準）について

本地区では、沿道で建築行為等を行う際には、景観に関するルール（景観形成基準）にあわせて計画していただき、建築主や事業者等の皆さまの協力を得ながら、良好な景観づくりに取り組んでいく予定です。

本地区で定めるルールの対象は、建築物の建築、工作物の建設、屋外広告物の設置等を予定しています。それぞれのルールについて、問3～問9の質問にお答えください。また、同封の補足資料をあわせて御覧ください。

**問3** 次の『建築物のルール（景観形成基準）』の案の～について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選んでください。（はそれぞれ1つ）

また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

建築物のルール（景観形成基準）の案		賛成	やや賛成	やや反対	反対
配 置	壁面後退するなど、 <u>景観重要道路</u> （本地区内の桜並木のある道路。以下、同様。）沿いの歩行者空間やオープンスペースの創出に努める。	1	2	3	4
高 さ	高さは、周辺の建築物との調和に配慮する。	1	2	3	4
形 態 意 匠	商店街など店舗が多い場所では、店舗のオーニング（日除け）の設置位置や大きさを揃える、隣接する建築物と統一感のある素材を使用するなど、周辺の店舗との調和を図り、賑わいの連続性を創出するよう、建築物の低層部の形態・意匠を工夫する。	1	2	3	4
	景観重要道路側は、壁面の分節化や開口部・バルコニーの形態・意匠を工夫するなど、単調にならないように配慮する。（別添「補足資料」P1参照）	1	2	3	4
	景観重要道路側にバルコニーを設ける場合は、景観重要道路から物干しや室外機などが見えないように努める。（別添「補足資料」P1参照）	1	2	3	4
	屋上の建築設備等は、建築物と一体的なデザインとする。または、ルーバー（目隠し）等で覆うなど景観を損なわないよう修景する。（別添「補足資料」P1参照）	1	2	3	4
	反射や光沢の強い素材の使用はなるべく避けるなど、反射光により周辺に不快感を与えないよう配慮する。	1	2	3	4
	良好な景観を維持するため、汚れや退色など経年による劣化等を考慮した素材選びに努める。	1	2	3	4
色 彩	屋根の色彩は、建築物の外壁と調和し、かつ、別表1に示す範囲内とする。（別添「補足資料」P3参照）	1	2	3	4

		賛成	やや賛成	やや反対	反対
色 彩	外壁の色彩は、隣接する建築物等と極端な差が出ないように周辺との調和やまちなみの連続性に配慮し、かつ、別表2に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合で、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。(別添「補足資料」P4参照)	1	2	3	4
	建築物の壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。	1	2	3	4
	アクセントカラーを使用する場合は、周辺の街並みに配慮するとともに、歩行者の目線や賑わいの創出を意識して、できるだけ低層部に集約するなど、効果的に配置する。	1	2	3	4
	フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相または無彩色の低明度、低彩度色を基本とする。	1	2	3	4
緑 化	景観重要道路から見える位置に、植栽やプランター等を配置し、通りと調和した空間を創出するなど身近なみどりの演出を図る。緑化する土地のない場合は、屋上緑化等に努める。	1	2	3	4
	新築で敷地面積が、1,000 m <sup>2</sup> 以上のものに限る。 敷地の接する道路沿いに、生垣や中木等による緑化施設を設置し、みどり豊かな外観となるようにする。緑化施設の長さは、接する道路(道路が2以上ある場合は主要な道路とする。)の接道長の3分の1以上とする。ただし、敷地形状や周囲の状況等により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。	1	2	3	4
外 構	屋外設備は、景観重要道路から目立たない場所に配置する。あるいは、植栽等により修景する。	1	2	3	4
	駐車場(機械式駐車場を含む)・駐輪場等は、景観重要道路から目立たないように配置や植栽などを工夫する。	1	2	3	4
	道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣を基本とする。	1	2	3	4
照 明	夜間でも適度な明るさを保ち、安全安心な歩行者空間の形成に努める。(別添「補足資料」P1参照)	1	2	3	4
	店舗では、ショーウィンドーや壁面をライトアップするなど、適度なにぎわいを演出できるよう努める。(別添「補足資料」P1参照)	1	2	3	4
	過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。	1	2	3	4
その他	交差点など視線が集まりやすい場所に面する建築物等は、形態・意匠や色彩などを工夫し、魅力ある景観形成に努める。(別添「補足資料」P2参照)	1	2	3	4
	建築物の景観重要道路に面する部分は、窓面看板(屋外から設置するものは除く。)の設置により通りの街並みを阻害しないように配慮する。(別添「補足資料」P2参照)	1	2	3	4

御意見記入欄（建築物のルール）
-----------------

- 問4 次の『工作物のルール（景観形成基準）』の案の ~ について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選んでください。（ はそれぞれ1つ）  
また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

工作物のルール（景観形成基準）の案		賛成	やや賛成	やや反対	反対
形態・意匠	建築物と一体的なデザインとする。	1	2	3	4
色彩	基調色は、周辺景観や建築物の外壁と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。（別添「補足資料」P4参照）	1	2	3	4
	柱状の工作物は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相または無彩色の低明度、低彩度色を基本とする。	1	2	3	4
その他	過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。	1	2	3	4
	航空法に基づき、鉄塔等に赤白の色彩を施すものは、市長と別途協議を行うこと。	1	2	3	4

御意見記入欄（工作物のルール）
-----------------

- 問5 次の『塀及び柵のルール（景観形成基準）』の案の ~ について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選んでください。（ はそれぞれ1つ）  
また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

塀及び柵のルール（景観形成基準）の案		賛成	やや賛成	やや反対	反対
形態・意匠	道路沿いに塀及び柵等を設置する場合は、透視可能なフェンスや植栽を基本とする。	1	2	3	4
色彩	フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相または無彩色の低明度、低彩度色を基本とする。	1	2	3	4

御意見記入欄（塀及び柵のルール）
------------------

問6 次の『駐車・駐輪設備(建築物に附属しないもの)のルール(景観形成基準)』の案の ~ について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選んでください。( はそれぞれ1つ) また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

駐車・駐輪設備(建築物に附属しないもの)のルール(景観形成基準)の案		賛成	やや賛成	やや反対	反対
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	駐車場(機械式駐車場を含む)・駐輪場等は、景観重要道路から目立たないように配置や植栽などを工夫する。	1	2	3	4
	説明板や精算機、ロック装置などの設備は、景観重要道路からの見え方に配慮し、形態・意匠や色彩などを工夫する。	1	2	3	4
	フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相または無彩色の低明度、低彩度色を基本とする。	1	2	3	4

御意見記入欄(駐車・駐輪設備のルール)

問7 次の『太陽光発電設備のルール(景観形成基準)』の案の ~ について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選んでください。( はそれぞれ1つ) また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

太陽光発電設備のルール(景観形成基準)の案		賛成	やや賛成	やや反対	反対
配置・形態・意匠	太陽光発電設備を設置する場合は、景観重要道路から目立たない場所に配置する。あるいは、植栽等により修景する。	1	2	3	4
	建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見えるよう形態・意匠を工夫する。	1	2	3	4
色彩	パネルやフレーム、設備機器等の色彩は、低明度、低彩度のものを使用するなど、周辺から目立たないように工夫する。	1	2	3	4

御意見記入欄(太陽光発電設備のルール)

問8 次の『自動販売機(屋外に設置されるもの)のルール(景観形成基準)』の案の ~ について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選んでください。( はそれぞれ1つ) また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

## 自動販売機（屋外に設置されるもの）のルール（景観形成基準）の案

		賛成	やや賛成	やや反対	反対
配置・形態・意匠	自動販売機を設置する場合は、周辺の建築物と調和した色彩を用いるなど、景観重要道路からの見え方に配慮する。	1	2	3	4

御意見記入欄（自動販売機のルール）

- 問9 次の『屋外広告物のルール（景観形成基準）』の案の ~ について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選んでください。（ はそれぞれ1つ）  
また、御意見がありましたら、御意見記入欄に御記入ください。

## 屋外広告物のルール（景観形成基準）の案

		賛成	やや賛成	やや反対	反対
共通事項	屋外広告物の表示及び設置に当たっては、さくら並木の景観に配慮するとともに、建築物のデザイン及び街並みの連続性に配慮する。	1	2	3	4
	屋外広告物の数や大きさは、可能な限り最小限とし、設置位置、形態・意匠、表示内容等に十分に配慮する。	1	2	3	4
	屋外広告物の色彩は、高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えて街並みから突出しないよう努める。	1	2	3	4
	屋外広告物に光源を使用する場合は、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。	1	2	3	4
	交差点など視線が集まりやすい場所に面して設置する屋外広告物は、魅力ある景観形成に努める。	1	2	3	4
	自己用以外の屋外広告物の設置は控えるとともに、設置する場合は単に目立つものとならないよう周辺の景観に配慮したデザインや大きさとするよう努める。（別添「補足資料」P2参照）	1	2	3	4
屋上広告物	屋上広告物は、自己用のものに限り設置できるものとする。ただし、景観重要道路から望見できる位置に設置しないものは、この限りでない。	1	2	3	4
	建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態とし、建築物と一体的なデザインとなるよう配慮する。	1	2	3	4
壁面利用 広告物	同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないよう配慮する。	1	2	3	4
	さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。（別添「補足資料」P2参照）	1	2	3	4

		賛成	やや賛成	やや反対	反対
壁面突出 広告物 (そで看板)	景観重要道路上に突出しないものとする。	1	2	3	4
	さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。(別添「補足資料」P2参照)	1	2	3	4
	歩行者空間やオープンスペースに設置する広告物の下端の高さは地上2.5m以上とする。	1	2	3	4
広告塔 ・ 広告板	さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。(別添「補足資料」P2参照)	1	2	3	4
	歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置とするとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。	1	2	3	4
広告旗	歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置とするとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。	1	2	3	4

御意見記入欄(屋外広告物のルール)

### 3 ご自身のことについてお聞かせください

問10 あなた御自身のことについて、該当するものに○をつけてください。

あなた (回答者) 複数回答可	1: 地区内にお住まいの方	2: 地区内で事業を営む方(事業者)	
	3: その他( )		
年齢	1: 20歳代以下	2: 30歳代	3: 40歳代
	4: 50歳代	5: 60歳代	7: 70歳以上

### 4 その他

問11 本地区の景観づくりの取組みについて、御意見がございましたら下記に御記入ください。

御意見記入欄(その他)

アンケートは以上です。同封の封筒に入れ、切手を貼らずにポストに入れてください。御協力ありがとうございました。